

学校は集団生活の場であり、伝染病が発生した場合には、
学校保健安全法第19条の規定により、伝染病にかかった
生徒に対して、出席停止の措置をとるよう定められています。

学校で予防すべき伝染病の種類と出席停止に関する手続きは
以下のようになります。

1 学校において注意すべき伝染病の種類

学校保健安全法施行規則に定められている学校伝染病は下記の
とおりです。これらの病気にかかると（疑い・おそれを含む）、
出席停止の措置をとります。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、 （病原体名が SARS コロナウイルスであるものに限る）、 痘そう（天然痘）、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、 コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、 咽頭結膜熱、結核
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他伝染病（溶連菌感染症など）

2 出席停止の手続き

○連絡

上記の表に示している病気に感染、感染の疑い・感染の可能性が
生じたと医師から診断を受けた場合は、速やかに担任へ連絡して
ください。「治癒証明書」の記入用紙をお渡しする方法について
相談させていただきます。

○療養

医師の指示に従い、感染のおそれがなくなるまで、家庭療養を行って
ください。この期間は、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。

○登校証明

医師の判断により、感染のおそれがなくなりましたら、お渡ししている
「治癒証明書」を持参し、担任までお出しください。